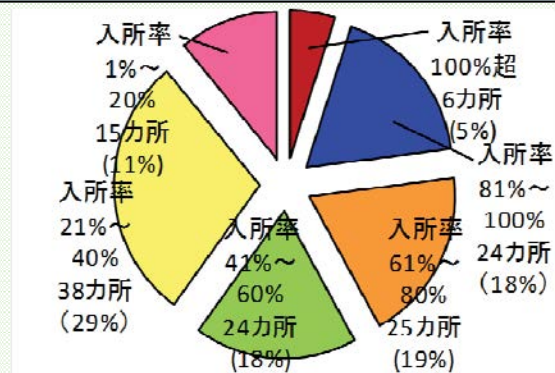


一時保護所の体制整備等

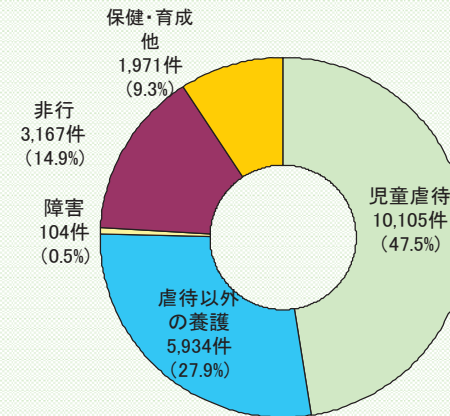
現状

- 児童相談所には、必要に応じ、児童を一時保護する施設（一時保護所）を設けることとされている。
- 児童相談所長は、必要があると認めるときは、児童に一時保護を加え、又は適当な者に委託して、一時保護を加えさせることができることとされている。
- 一時保護所の施設基準については、児童養護施設に係る児童福祉施設最低基準を準用することとしている。

年間平均入所率（平成25年）



平成25年度 保護理由別件数



課題

- 一時保護の対象となる児童の数が増加傾向にあるため、入所率が高いところがみられるが、十分な定員を確保する必要がある。
- 一時保護を要する背景は虐待、非行あるいは養育困難など様々であり、個々の児童の状況に応じた対応を可能とするための環境改善が必要である。



施策の方向性

- 一時保護所の体制の整備等を検討。

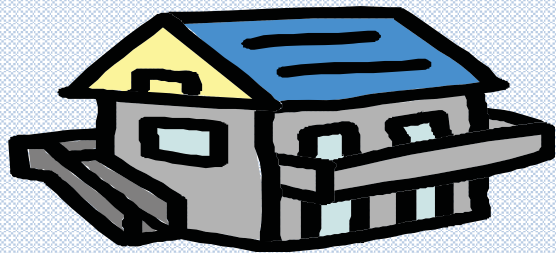
一時保護所の第三者評価

現状

- 一時保護所の施設基準については、児童養護施設に係る児童福祉施設最低基準を準用することとしている。
- 一方で、児童養護施設などと比べ、一時保護所に保護されている児童の処遇等については、透明性が不十分であるとの指摘を受けることがある。

<イメージ>

一時保護所



評価

【第三者機関】



- ・客観性の担保
- ・信頼の獲得
- ・課題の共有化

課題

- 保護・支援を受ける子どもの立場に立った質の向上が必要。
- そのためには、運営の客観性の担保、信頼の獲得、課題の共有化などが必要。

施策の方向性

- 一時保護所の第三者評価の在り方を検討。

被虐待児童の心理的負担に配慮した面接

現状

- 特に性的虐待においては、外傷が認められないことが多い、生活状況からその事実の確認を行うことが困難であることなどから、児童の面接での証言内容が非常に重要な意味を持つ。
- 性的虐待などを受けた児童は、被害状況の確認のため、児童福祉司などの児童相談所職員、警察官、検察官などから、複数回にわたり面接を受けることとなる。

<イメージ>



課題

- 被害状況の確認のための面接自体がいわゆる「二次的被害」(※)につながる場合がある。
- ※二次的被害とは、性的虐待などの事実を思い出し話すこと自体が元のトラウマ的な出来事の再体験としてトラウマを生じさせること。

施策の方向性

- 特に性的虐待の事案を念頭に、被虐待児童の心理的負担の軽減に配慮しながら被害状況を確認する面接の在り方を検討。

情緒障害児短期治療施設の体制整備等

現状

- 情緒障害児短期治療施設は、平成26年度で全国38カ所。少子化社会対策大綱において全国47カ所を目標（平成31年度）としているが、30道府県の設置に留まっている。
- 平成27年度に新たに5カ所設置予定であり、設置都道府県数も32道府県となる予定。
- 情緒障害児短期治療施設がない地域では、児童養護施設に心理療法の担当職員などを配置して対応。

○情緒障害児短期治療施設の設置カ所数

H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6
3 7カ所	3 7カ所	3 8カ所	3 8カ所	3 8カ所

※各年10月1日現在

未設置都道府県

秋田県・山形県・福島県・千葉県・
 東京都・新潟県・富山県・石川県・
 福井県・山梨県・奈良県・徳島県・
 愛媛県・佐賀県・大分県・宮崎県・
 沖縄県

計 17 県

課題

- 医師が必置であるが、人件費が低く確保困難。
- 学校教育との連携が進んでいない。
- 被虐待児など対応が困難な児童が増えていることや入所期間が長期に及ぶ場合がある等の実態に合った施設とする必要がある。



施策の方向性

- 情緒障害児短期治療施設の体制整備等を検討。